

Atty Docket No.: 216969US-0 PCT

FORM PTO-1595  
06-04

RECORDATION FORM COVER SHEET  
**PATENTS ONLY**

U.S. DEPARTMENT OF COMMERCE  
Patent and Trademark Office

To the Director of the United States Patent and Trademark Office. Please record the attached original documents or copy thereof.

1. Name of conveying party(ies):  
JAPAN SCIENCE & TECHNOLOGY CORPORATION

Additional name(s) of conveying party(ies) attached?  Yes  No

2. Name and address of receiving party(ies):  
Name: JAPAN SCIENCE & TECHNOLOGY AGENCY  
Address: 1-8, Honcho 4-chome,  
Kawaguchi-shi,  
Saitama, Japan

Additional name(s) and address(es) attached?  Yes  No

3. Nature of Conveyance:  
 Assignment  Merger  
 Security Agreement  Change of Name  
 Other- Transfer of Rights by Governmental Action

Execution Date: October 1, 2003

4. Application number(s) or patent number(s):  
 This document is being filed together with a new application

A. Patent Application No.(s)

Additional numbers attached?  Yes  No

B. Patent No.(s)  
6,586,554

5. Name and address of party to whom correspondence concerning document should be mailed:

Customer Number  
**22850**

Tel. (703) 413-3000  
Fax. (703) 413-2220

6. Total applications and patents involved: 1

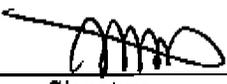
7. Total fee (37 CFR 3.41): \$40.00  
 Enclosed  
 Authorized to be charged to deposit account

8. Deposit account number: 15-0030  
(Attach duplicate copy of this page if paying by deposit account)

**DO NOT USE THIS SPACE**

9. Statement and signature  
*To the best of my knowledge and belief, the foregoing information is true and correct and any attached copy is a true copy of the original document.*

\_\_\_\_\_  
Marvin J. Spivak  
Name of Person Signing

\_\_\_\_\_  
  
Signature

\_\_\_\_\_  
7/26/04  
Date

Registration Number: 24,913

Total number of pages including this cover sheet: 5

Do not detach this portion

Mail documents to be recorded with required cover sheet information to:

Director of the United States Patent and Trademark Office  
Mail Stop Assignment Recordation Services  
Alexandria, Virginia. 22313

700101785

**PATENT**  
REEL: 014892 FRAME: 0648

DIP \$40.00 6586554

**VERIFICATION OF TRANSLATION**

I, Yasuhito SUZUKI, registered Patent Attorney of ABE, IKUBO & KATAYAMA having its office at Fukuoka Bldg., 9<sup>th</sup> Floor, 8-7, Yaesu 2-Chome, Chuo-ku, Tokyo 104-0028, Japan, do hereby state the following:

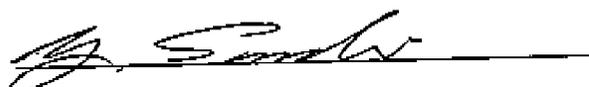
I am fluent in both English and Japanese languages and capable of translating documents from one into the other of these languages.

The attached document is a true and accurate partial English translation to the best of my knowledge and belief of:

Official Gazette (Extra No. 269) issued on December 13, 2002

I state that all statements made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true.

Signature :

  
Yasuhito SUZUKI

Date :

June 30, 2004

Partial Translation of the applicable Law

Official Gazette (Extra No. 269) December 13, 2002

---

I hereby proclaim the Law of Independent Administrative Institution Japan  
Science and Technology Organization Agency.

December 13, 2002

Prime Minister Junichiro Koizumi

---

[ Law No. 158 ]

Law of Independent Administrative Institution Japan Science and Technology  
Organization Agency

Content

- Chapter 1: General Rules (Article 1-9)
- Chapter 2: Director and Staff (Article 10-17)
- Chapter 3: Business etc. (Article 18-20)
- Chapter 4: Miscellaneous (Article 21-25)
- Chapter 5: Penalty (Article 26-28)
- Additional Rule (Article 1-12)

Article 2 of the Additional Rule (Dissolution)

- (1) Japan Science and Technology Corporation (the Corporation) shall dissolve at the time Japan Science and Technology Agency (the Agency) is established, and the Agency shall succeed all of the rights and liabilities from the Corporation.
- (2)-(8) Omitted

（罰則に関する経過措置）

第五九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
第六〇条 私立学校教職員共済法の一部改正  
第六一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二四十五号）の一部を次のように改正す。

第四十条第一項第三号中「第十七条第二項を「第十八条第二項」に改める。  
第十三条第一項第二号及び第二十五号の表第五十五号第二項の項中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改める。  
（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第三十三条

第七一条 次の掲げる法律の規定中「第二十一条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に改める。  
一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）第三十三条  
二 私立学校教職員共済法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四十号）第四十一条第七号  
三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律（昭和四十四年法律第九十四号）第八十一条（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第八一条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。  
別表第三日本私立学校振興・共済事業団の項中「第二十二條第一項第六号」を「第二十三條第一項第六号」に、「第二十二條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第二十二條第三項第一号」を「第二十三條第三項第一号」に改める。  
（印紙税法の一部改正）  
第九一条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第三の文書名の欄中「第二十二條第一項第二号」を「第二十三條第一項第二号」に改める。

（専業主許税法の一部改正）  
第十一条 専業主許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。  
別表第三の二十二の項の第三欄の第三号中「第二十二條第一項第八号」を「第二十三條第一項第八号」に改める。  
（地方税法の一部改正）  
第十一一条 地方税法（昭和二十五年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。  
第十六号の二の一部を次のように改正する。  
第三百四十八條第二項第十二号中「第三十二條第一項」を「第三十三條第二項」に改める。  
（地方税法の一部改正による経過措置）  
第十二一条 前条の規定による改正後の地方税法第三四十八條第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（定款）

第二一条 この法律において「新技術」とは、国民経済上重要な科学技術（人文科学のみに係るものを除く。次項及び第三項並びに第十八条において同じ。）に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）の成果であつて、企業化されていないものをいう。  
二 この法律において「基礎的研究開発」とは、次の各号のいずれかに該当する研究開発をいう。  
一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する共通的研究開発  
二 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの  
三 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的经营において実施することとなり、これを企業化するに必要とするものとする。

第四 二 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報を含む。  
第三 三 この法律において「企業化開発」とは、科学技術に関する研究開発の成果を企業的经营において実施することとなり、これを企業化するに必要とするものとする。  
第四 二 この法律において「科学技術情報」とは、科学技術に関する情報を含む。  
（名称）  
第三 三 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号、以下「通則法」という。）の規定により設立される通則法第二一条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人科学技術振興機構とする。  
（機構の目的）  
第四 二 独立行政法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基礎的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中核的機関としての科学技術情報流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基礎的業務に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。  
（専務所）  
第五 二 機構は、主たる事務所を埼玉県に置く。  
（資本）  
第六 二 機構の資本金は、附則第三條第一項、第二項及び第五項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

第七 二 機構は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。  
三 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。  
四 政府は、機構に出資するときは、土地又は建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。  
五 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を標準として評価委員が評価した価額とする。  
六 前項の評価委員その他詳細に関し必要な事項は、政令で定める。  
七 政府及び政府以外の者は、第二項の認可があつた場合において、機構に出資しようとするときは、文庫に保第第十八条第五号に掲げる案簿（以下に附帯する案簿を含む。）のうち、政令で定めるもの（以下「文庫情報提供案簿」という。）又はその他の業務のそれぞれに必要ないし金に示してあるべき金額（土地等を出資の目的とする場合にあっては、土地等）を示すものとする。  
（出資証券）  
第七 二 機構は、出資に対し、出資証券を発行する。  
二 出資証券は、記名式とする。  
三 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。  
（持分の払戻しの禁止）  
第八 二 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。  
二 機構は、出資者の持分を取得し、又は買権の行使としてこれを受けることができない。  
（名称の使用制限）  
第九 二 機構でない者は、科学技術振興機構という名称を用いてはならない。  
第十 二 役員及び職員  
第十 二 役員として、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。  
二 機構は、役員として、理事四人以内を置くことができる。

独立行政法人科学技術振興機構法をここに公布する。  
平成十四年十二月十三日  
内閣総理大臣 小泉純一郎  
財務大臣 片山虎之助  
文部科学大臣 臨時代理 堀川正太郎  
回務大臣 林 孝子  
内閣総理大臣 小泉純一郎

目次

第一章 総則	第一條 目的
第二章 機構	第二條 目的
第三章 役員及び職員	第十條 役員及び職員
第四章 業務	第十一條 業務
第五章 出資	第十二條 出資
第六章 出資証券	第十三條 出資証券
第七章 附則	第十四條 附則

